

## 監査・ガバナンス研究部会（第199回）議事録

日時：平成26年5月16日（金）15:30～17:30

場所：学士会館308号会議室

出席者：今井、大関、勝田、嶋多、中嶋、中村、日向、山本、井上（文責）

### 【報告事項】

今井部会長より、学会第139回理事会の報告があった。

### 【討議事項】

#### 1. 当部会の第200回記念講演会・パーティ及び記念誌発行の件

今井部会長より、記念講演会・パーティについて以下の経過説明があり、続いて、井上幹事より、1995年の当部会創設から現在に至るまでの記録（毎回の部会の研究テーマと発表者）がほぼ判明しそうであるという報告があり、それらについて意見交換を行った結果、下記の方向性を確認した。

- 改正会社法・省令の法案化を待って、本件をテーマとした第200回記念無料講演会及びパーティを10月頃、麹町中心に予定する。それに合わせて記念誌を完成させる。各部会員の原稿出しのスケジュールや要領は幹事が別途連絡する。
- 印刷製本コスト、他研究部会の例等を勘案し、90ページ程度で構成する。当部会の対外PRにも活用するため100部印刷し、費用は10万円程度を見込む。なお、山本副幹事より余資活用の話があり、詳細確認を要する。
- これまでの活動の足取りに加え、現部会員全員が1)過去の自分の部会研究発表で気に入ったもの、または2)回顧録のいずれかを掲載する他、部会長挨拶、過去のメンバーの回顧録等を掲載する。
- OBの歴代名簿を入手したが、住所・電話番号がなく、連絡の方法がない。学会事務局に問い合わせ中なるも、既に退会しており、作業に時間がかかるとのこと。

#### 2. 山脇部会員からの提案

山脇部会員から、議事録の討議・意見欄に意見の発言者の名前を記載してはどうかという提案があり、討議を行った。出席者全員が意見を述べたが、当研究部会の議事録は、意思決定の過程報告ではなく、学術的・実務的研究テーマをみんなで意見を出し合っ、どのような論議が行われたかを大筋で確認する備忘録的なものであることから、発言者を特定する必要はないという見解で出席者全員が一致した。ただし、自らの意見の記述の有無については、幹事に確認できる。したがって、山脇部会員の提案は採用しないこととした。

### 【定例研究発表】

みずほ銀行反社会的勢力融資問題（井上 泉部会員）

<概要説明>

- ① みずほ銀行は、オリコとの提携ローンにおいて反社（反社会的勢力）との取引（230件、約2億円）を認識してから2年以上放置していたとして金融庁より業務改善命令を受けた。なぜ反社勢力との取引を放置したのか、みずほ銀行の反社取引に係る管理方法、

みずほ銀行のガバナンス上の問題点についての関心が研究の発端。

- ② 本件が表面化してから、マスコミはみずほ銀行を大いに叩き、我々もそのコンプライアンス意識の希薄さに驚いたが、よく調べてみると本件が世間で騒ぐような言い訳無用の非道な問題であったのかいささか疑問が残る。

なぜならば、新聞報道によれば、反社取引とされていた 230 件のうち、警察がはっきりと反社と確認したのは 1 件に過ぎないといい、また、オリコの調査委員会報告書でも、みずほ銀行が反社と認定したが、本当に反社と認定されたものは 3 件に過ぎないという。この問題には、みずほ銀行が「反社会的勢力」の構成要素として暴力団関係者とは限らない者でも、銀行にとって芳しくない顧客を含めていて、反社の範囲が広がっていたことが大きく影響している。

- ③ さらにみずほ銀行が、必ずしも反社でない者も 230 件には入っていることを、正確に説明公表せず、「反社取引を経営トップが知らなかった、コンプライアンス担当役員が情報を止めていた」などという本質からはずれたことを真っ先に公表したことが、その後の報道の方向付けを決めてしまった。これはみずほ銀行のクライシスマネジメントの失敗である。これにはみずほ銀行特有の合併出自 3 行がいまだに真に融和していないことと関係がある。
- ④ 反社取引の解消には、反社勢力の定義の多様さ、反社データベースの信頼性、反社とは断定できないのに契約を解除した時の法的責任等の問題があり、建前論だけでは踏み切れない困難さがある。これはみずほ銀行に限らずどの金融機関や企業も抱えている問題である。

#### <討議・意見>

- ① 我々は 230 件もの反社契約を 2 年も放置するとはとんでもない銀行だと思っていたが、そのうち真の反社が数件というのは驚きだ。だとするとこの騒ぎは何だったのか。
- ② みずほに限らずどの企業でもこの程度の反社取引は混入していると考えられる。しかし、みずほだけが業務改善命令を受け、経営トップが交代せざるを得なかったというのは、結局はみずほのガバナンスが機能していないということだ。
- ③ 反社取引解消と簡単に言う傾向があるが、実務的には大変である。解消に取組んだ一般市民が殺傷されても警察はほとんど何もできない事件があった。
- ④ 視点を変えて、暴力団の人権という問題もあるのではないかと。色々取引制限をしようとしているが、都道府県の条例で規制しているにすぎず、法廷闘争に持ち込まれると危ういところもあるのではないかと。
- ⑤ 警視庁の Q&A では、組織としての暴力団への利益供与は禁止しても、暴力団員個人や個人的生活に差しさわりのあるようなことは、規制されないとしている。
- ⑥ みずほが本件を反省し、再発防止策として持株会社取締役会議長に社外の人間を入れ、企業風土を改めるとしているが、本当にそんなことができるのだろうか。3 行の抗争は相当根深いものがあるようだ。

\* 予定されていた今井部会長の「三越 岡田社長解任事件に見る、取締役会決議の正当性とは」は討議事項に時間を要したため、次回以降の繰越しとなった。

【次回開催日】 6月20日（金）午後3時 学士会館308会議室